大 阪 市 長

所 在 地名 称代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則(平成 18 年大阪市規則第7号)第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容
- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容
- 2 補助金交付申請額及びその算出の基礎
- (1) 申請額
 金
 円
- (2) 算出基礎
- 3 補助金交付対象事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

- 4 添付書類
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事費見積書の写し
- (4) 工事関係図面一式
- (5) 設置施設仕様書
- (6) 工程表
- (7) 工事施行箇所の現況写真
- (8) 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第75条第2項に 定める生活交通改善事業計画

大阪市指令福祉第 号 年 月 日

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付額 <u>金</u> 円
- 2 補助金交付の条件
- (1) 補助金交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(以下「市交付規則」という。)及び大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱の規定を遵守すべきこと。
- 3 その他
- (1) 市交付規則第 11 条の規定により、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 5 年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市鉄道駅舎エレベーター等設 置補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

大 阪 市 長

所 在 地 名 称 代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のありました 大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金の交付決定については、大阪市補助金等交 付規則第8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

大 阪 市 長

所 在 地名 称代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定 を受けた補助対象事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長 の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

大 阪 市 長

所 在 地 名 称 代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 補助対象事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間)

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大 阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金については、次のとおり取消し・変更するこ とを決定しましたので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

所 在 地 名 称 代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 事業繰越承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次のとおり事業を繰越する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 事業を繰越する理由

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 事業繰越承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金事業繰越承認申請については、次のとおり承認することしましたので通知します。

- 1 事業繰越承認内容
- 2 事業繰越承認条件

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 事業繰越不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金事業繰越承認申請については、次の理由により承認しないことしましたので通知します。

記

1 承認しない理由

大 阪 市 長

所 在 地 名 称 代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 実績報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けました補助対象事業について、大阪市補助金等交付規則(平成 18 年大阪市規則第7号)第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおりその実績を報告します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の予定金額 金 円
- 3 添付書類
- (1) 補助対象事業にかかる工事費精算書
- (2) 工事施行箇所の現況写真
- (3) 検査済証の写し(ただし、建築確認申請の対象とならない場合又は2ヵ年以上に わたる整備事業のため検査済証が未交付の場合を除く。)
- (4) 領収書の写し、またはそれに代わる確認書類
- (5) 補助対象事業にかかる契約書の写し
- (6) 工程表(2ヵ年以上にわたる整備事業においては、工事の進捗状況が確認できる ものとする。)
- (7) 補助対象事業が完了しなかった理由書(予定していた補助対象事業が完了しなかった場合のみ。)

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

様

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

大 阪 市 長

所 在 地名 称代表者の氏名

大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 財産処分報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受け取得した(又は効用の増加した)財産について、大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおりを報告します。

記

- 1 処分の対象財産
- (1) 補助対象駅舎、補助対象施設、形式、数量

補助対象駅舎:

補助対象施設:

形 式:

数 量:

(2) 補助金額

円

(3) 設置年月日(経過年数)

年 月 日(年 月)

2 処分予定年月日

年 月 日

3 処分理由及び今後の利用方法